

戦後教育改革期における女子大学の教育目的

—その特徴を中心に—

湯川 次義

はじめに

筆者は、戦後教育改革期に確立した女性の大学教育が共学と別学の2系統で展開したことに着目しているが、本論文では個別女子大学が設定した教育目的を分析し、この時期の女子大学の特徴の一端を探ることを課題としている¹。

戦後は日本国憲法で男女平等が規定され、また教育基本法で教育の機会均等や男女共学が定められるなどして政策としての別学制は撤廃され、文部省は共学・別学の選択は基本的に設置者や個別学校の意志次第という方針を示していた²。1947年以降の新学制の下では公立小中学校の共学化をはじめとして、公立高等学校でも共学が奨励され、実態面では共学が主流となっていた。一方、4年制の新制大学を共学・別学の観点からみると、統計が明確になる54年の時点では、共学大学は184校（81%）、女子大学は34校（15%）、男子大学は9校（4%）という状況にあった³。

本論文では女子大学に着目するが、1948年から50年までに設立された女子大学の母体をみると、1校⁴を除いてすべてが女子高等師範学校（以下、適宜「女高師」と略記）や女子専門学校（以下、適宜「女専」と略記）などの女子高等教育機関であった。この他、旧女専には短期大学に転換したものが53校、廃校したものが11校あった⁵。

4年制に限定すると、1950年までに新制大学に転換した旧女専・女高師など44校中、33校⁶が設立当初には単独で別学校となり、11校が男子系高等教育機関と統合して共学校となっている。このように、4年制大学になった旧女子教育機関中75%が女子大学を選択したことは注目すべき事実であり、旧男子系高等教育機関のほとんどが共学化したこととは対称的といえる。そして、この点が戦後教育改革期の女子大学の特徴を形成したのである。

それでは、戦後教育改革期の女子大学の特徴は、何を分析すれば明らかにできるのだろうか。筆者は、その特徴を明らかにする指標として、①別学を選択した理由を含む設立過程、②教育目的や使命、③学部・学科組織、④学術大学か教養大学かなどの大学の性格、⑤大学の規模、などを設定し得ると考える⁷。これらの中で、筆者は既に①の女子大学選択の理由や設立過程、③の学部・学科組織の特徴、④の学術大学か否か、などについては論文文化⁸していることから、本論文では②の個別学校が掲げた教育目的の特徴を考察する。

本論文に関連した主な先行研究としては、CIEの動向を中心に女性の大学教育の承認過程を考察した上村千賀子の研究、家政学系学部・学科に着目した野坂尊子の研究、さらには1970年代前半までの女子大学の特徴を考察した天野正子の研究がある⁹。しかし、これらの研究では、個別大学の教育目的や学部・学科組織の分析、さらにはこれらを女子大学全体にわたって捉えた考察、などはなされていない。この他の先行研究として、黒岡千佳

子が別学・共学の観点から女子高等教育の歴史を考察した論文がある。

このような研究状況を踏まえ、本論文では、戦前には男女別学政策の下で「女子校」としてしか存在し得なかった機関が、男女分離政策が撤廃された戦後に女子大学を選択した点に着目し、個別女子大学がどのような教育目的や使命を掲げて、新たな時代の女性の大学教育を担おうとしたのかを明らかにする。

本論文の課題は、第一に個々の女子大学が設立時に掲げた教育目的・使命について、国立公文書館所蔵の設立認可申請書を用いてその全体を把握する。第二に、それらを類型化し、女子大学の教育目的の構造と特徴を検討する。その際、戦後の女性の権利の承認や社会的地位の向上との関連、さらには旧来の特性教育との関係に着目する。そして「おわりに」において、これらの目的規定を、女子大学特設の論理や学部・学科組織の特色と関連させて考察する。これにより、教育理念面からみた創設期の女子大学の実態とその特徴の一端を明らかにできるものと考ええる。

なお、本論文で考察する教育目的について若干記しておきたい。教育目的とは、教育という行為において教育する側が被教育者の中に実現しようとする価値と定義されている¹⁰。日本では教育基本法の前文や第1条に教育目的が、第2条に教育目標が規定され、さらに学校教育法には学校段階ごとの教育目的・目標が定められている。このような国全体としての教育目的・目標以外に、個別学校が独自に設定する教育目的があり、学校法人の寄附行為や学則の冒頭に掲げられることが多い。私立学校の場合は、教育基本法などの趣旨を基盤にしつつ、建学の理念や伝統を加えて教育目的が設定されている。さらに国公立の場合でも自校の成り立ちや学風を踏まえて、教育目的などが定められている¹¹。このように、個別大学の教育目的には教育を通して形成したい人間像や学術研究の価値が描かれ、それが学部・学科組織や日常の教育・研究活動に少なからず影響を及ぼすことになる。もちろん、教育目的は教育の実態そのものではないが、当該学校の運営や教育・研究を基礎づける重要な位置にあるといえる。このため文部省は新制大学の設立認可にあたって、申請書に当該校の教育目的及び使命を記すことを求めたのであった。

以上の意味で、戦後教育改革期の女子大学の教育目的を分析することは、個別学校の教育の価値や方向性、さらには専門分野の特徴を明らかにする上で欠くことができない。

1. 旧学制下の女子大学設立構想における教育目的

1948年以前の旧学制下でも、個別学校によって女子大学設立が構想され、設立運動が展開されたが、そこにみられた教育目的などについて45年以前と以後に分けて検討する。

(1) 戦前の女子大学設立構想と特性教育

まず1945年以前の事例をみると、女性の大学教育は原則として認められていなかったものの、20年前後からいくつかの私学や女高師が女子大学設立を構想し、「昇格」運動を展開した¹²。その中で象徴的であったのは、25年10月に日本女子大学校が大学設立認可を文部省に申請したことであったが、同校校長麻生正蔵はこの構想について「婦人の特徴は凡てその母性より派生せるもの」との認識を示し、「婦人の本質的特徴として大学を編成」

すると説明していた¹³。また、東京女高師職員一同が34年9月にまとめた「女子師範大学特設ノ必要」では、「日本女徳ノ啓発陶冶」にあたる女性教員の養成は女子師範大学でなければ達成できないと主張し¹⁴、さらに奈良女高師では教育審議会による女子大学制度化の答申を受け、42年に「奈良女子師範大学学制案」を作成し、教育目的に「婦徳ノ涵養」を設定した¹⁵。

以上のように、戦前の女子高等教育機関による女子大学構想を教育目的の面からみると、個別学校の性格や時期によって若干異なるものの、男女の身体的相違に基づいて性差を強調し、その特性を発揮させることを目的とし、学問よりも母性教育や人格教育に重点を置く点に特徴があった。すなわち、家族制度下の女性の性別役割観に基づく中等教育理念としての「良妻賢母」が大学教育段階でも引き継がれようとしていたのであった。

なお、女子大学構想以外にも戦前の女子高等教育機関では目的規定に特性教育の趣旨や「婦徳」などの徳目を盛り込むことが一般的であった。例えば、福岡県立女専では学則中の「本校教育ノ要旨」に「女子ニ適切ナル高等ノ學術技芸ヲ教授」とするとともに、「特ニ国民道徳ノ充実及ビ婦徳ノ涵養ニカム」¹⁶と定め、また同志社女学校専門部でも「高等の學術技能を教授」し、「齊家処世の才能、婦徳を涵養するを目的とす」と規定していた¹⁷。このような教育観が戦前の女子大学構想の基盤に存在していたとみることができる。

(2) 戦後の旧学制下の女子大学構想と教育理念

続いて1945年以降の旧学制下の女子大学設立構想における教育目的の特徴を検討する。

敗戦の年の11月以降、東京女高師・日本女子大学校・津田塾専門学校など数校が旧学制の下で女子大学設立の動きをみせていた¹⁸。実現には至らなかったが¹⁹、このような早い時期に構想された背景には、45年10月に文相が女性の教育の革新を示唆し²⁰、12月4日に閣議諒解された女子教育刷新要綱が女子大学を認める方向を示していたことがあった。さらには、12月の選挙法改正による婦人参政権の実現など、女性の社会的地位の向上を図る政策が展開されたことも重要な要因であった。東京女高師が45年11月に作成した「東京女子帝国大学創設趣意並組織」では、「民主主義日本」においては男女の権利は同等で、女性の教養の向上が求められるとし、女子大学とすべき理由を4点あげている。その中で本論との関係で注目されるのは、男女の「特徴」や「職能」が異なるため「女子ノミノ最高教育」機関が必要なこと、日本の家庭では「日本女性ノ美德タル温雅ナ所謂『女ラシサ』」を考慮する女子大学を求めるのが一般的であること、などをあげている点である²¹。また、奈良女高師が46年2月に作成した「奈良女子帝国大学創設趣意並組織」では、「女子大学の根幹を一貫せる日本婦道に置かん」とし、その上で「男女共学によらざる独立の女子大学」の創設が必要と主張していた²²。さらに、日本女子大学校でも46年12月23日に大学設立認可を申請したが、同校校長井上秀は「最も力を用ひた点は女子の使命、特性を充分考慮」したことにあると説明していた²³。一方、津田塾専門学校の大学設立認可申請書(46年3月21日)中の学則では「大学令ニ依リ女子ニ文学ニ関スル學術ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ究メシムルヲ以テ目的トス」とされ、特性教育的要素は含まれていなかった²⁴。

以上のように、津田塾の場合を除いて、戦後の旧学制下の構想においても女性の特性に

応じた教育の必要性を女子大学設立の論拠とし、それを重視していたことが確認できる。この時期は、日本国憲法が制定される以前で、男女平等の認識の広がり十分ではなかったこともあり、戦前の女子大学構想を引き継ぐ傾向が強かったといえよう。

2. 戦後教育改革期の新制女子大学における教育目的

(1) 大学設立認可における教育目的の位置

「はじめに」でも記したように、個別大学は独自に教育目的を設定し、その教育・研究活動を展開しているが、行政的にみても設立認可申請書に自校の教育目的や使命を記入し、また学則にも目的規定を設けることが求められていた。ここでは、個別女子大学の目的や使命を考察する前提として、文部省が求めている認可申請書の様式を確認する²⁵。

文部省は大学設置認可の申請に関して、1948年3月末に都道府県・市、旧制高等教育機関長などに対して記載様式を示し、申請書の提出を求めている²⁶。神戸薬科大学所蔵資料によりその概要を確認すると、「此の度学校教育法第四条によつて〇〇大学を設置したいと思ひますから御認可下さるよう別紙書類を添へて申請いたします」との文部大臣宛の鏡文例に続いて、「大学設置要項」「学則要項」から「将来計画の概要」まで14の項目²⁷の記載を求めている。さらに、「設置要項」については「目的及使命」から「大学開設の時期」までの14項目を記し、また「学則要項」には「大学の目的及び使命に関する事項」「学部学科の組織に関する事項」など19項目を記すこととされていた。このように、大学設置要項に教育目的・使命を記し、学則に教育目的を定めることが求められていたのであった。

(2) 女子大学特設論の概要

既述したように、考察の時期における多くの女子大学では、特設の論拠、教育目的、学部・学科組織を一体的に捉えていたことから、目的・使命を考察する前提として、女子大学の必要性や意義をどのように主張していたのかを確認しておきたい。

女子大学特設論について、筆者は1947、48年頃の東京女高師と熊本県の主張を検討したが²⁸、これらには特設の論拠がほぼ網羅されていた。その要点は、共学大学を否定するものではないが、①学力の現状から女性には共学以外の進学機会を設ける必要がある、②女性には男性とは異なる独自の特性や社会的役割があり、それに応じた専門分野が必要である、③保護者や女子生徒の中には女性だけの教育環境を望む者が多い、などにあった。さらには、④女子高等教育機関としての伝統を堅持すべきとの主張も少なくなかった。

これらの論を構造的にみると、②は性別役割観に基づく特性教育論であり、③は社会に存在した女子学生を男子学生から隔離しようとする意識であった。①は旧学制下の男女間の教育課程や学校体系の相違によって生じた学力差を克服し、女性の大学入学機会を確保したいとする論であった。この点について、上記熊本県の主張では共学大学だけでは女性の入学機会が「阻まれる結果を生む」と説明していた。さらに、1948年1月の「国立奈良女子大学」案では女子総合大学を設置することは、むしろ「真に男女の同権を認める所以であると確信する」²⁹と主張していたことにも着目したい。また、④の伝統としては、創立の理念、教職員の意識、さらには母校への愛着などが考えられよう³⁰。しかしこのよう

な「伝統」以外に、現に女子高等教育機関として存在し、教員・専門分野・施設などを抱えている実情において、それらを考慮しない大学への転換は非現実的という側面もあった。

上記特設論にみられた認識が女子高等教育関係者や社会に広く浸透していたことが、女子大学が選択され、保護者などから支持を得た理由であったと考えられる。特設論に関連して、東京女高師元校長の藤本萬治は、1946、47 年頃の女子大学論の背景には、「女子教育の特性を大学教育の上にも生かしたい」という「本質的要求」と「伝統尊重の念をもって自校を大学に昇格」させたいとの意図があった³¹との注目すべき点を指摘している。

さらにいえば、以上検討した論は女子高等教育教育機関が主張する特設論であったが、元東京女高師教授の林太郎が、同校が主張した論根は「多くの人を納得させるものとは考えられない」と批判していたが³²、このような指摘にも着目する必要がある。

以上の特設論の概要を踏まえ、次に個別女子大学が設定した教育目的・使命を検討する。

(3) 女子大学の教育目的

1) 女性像の転換と目的規定

戦後教育改革期に設けられた女子大学の教育目的を全体としてみると、日本国憲法の実現を目指しつつ、教育基本法・学校教育法の理念に基づいて学術研究・教育を行い学生の教養や専門性を高め、人格の完成を目指すという点ではほぼ共通していた。これは、新制大学の理念とも合致するものであった。このような目的の典型的な例として、以下のような日本女子大学の規定をあげることができる³³。

第一条 本学は、平和的な国家及び社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめることを目的とする。

さらに同校では、「目的及使命」において上記規定を次のように詳細に説明している。

われらは、さきに、日本国憲法の確定により、民主的、平和的、文化的日本の根本的性格を中外に宣明し、以て人類普遍の原理にもとづく新日本建設の目途を確乎たる基盤の上に築くとともに、全力をあげて、その崇高な理想と目的の達成に邁進するの努力を誓ったのである<中略=引用者>本学は、この日本国憲法に則り、教育基本法、学校教育法の趣旨にもとずき、将来真に平和的、民主的、文化的な国家及び社会を形成し、世界の平和、人類の福祉と、文化の創造発展に貢献寄与することのできる、心身ともに健全な女性を育成することをその使命とし、このために、普く各地各域の女性に門戸を開放して、これに広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめることを目的とする。

同校の目的規定や使命を構造的にみると、本項の冒頭でも簡単に触れたが、第一に日本国憲法の実現を目指し、第二に教育基本法・学校教育法に基づいて学術の研究・教

育を行い、第三に民主的・平和的・文化的な社会や国の建設に貢献できる能力・人格を備えた女性を育成する、と捉えることができる。全体としては、憲法の理想の実現を図る女性の育成を目指すという新たな女性像が示されており、これらはほとんどの女子大学の目的に規定されていた。

これら3点をやや詳細にみると、第一点の憲法の精神の実現という規定は、戦後の日本の教育の方向性を示すものであり、どの学校段階にも共通するものであった。

第二点の学術研究に基づく教育という規定は、大学としての機能を明示するものであり、学校教育法の目的規定³⁴に沿うものであった。例えば御茶の水女子大学の認可申請書³⁵では、広い「知識」や「専門の学芸」を教授研究することを、また実践女子大学でも広い「知識」と「深く専門の学芸を教授研究」と規定していた³⁶。戦前の女子高等教育機関の目的規定に「研究」が記されることはなく「教授」に限定されていた。これは専門学校令の規定を受けたものであり、例えば1931年版の『女子英学塾規則』中の学則の目的規定は「女子に高等専門の学芸を教授し特性を涵養する」³⁷というものであった。

第三の民主的社会を支える、教養豊かな女性の育成という観点は、戦後日本の改革に伴う新たな女性像に基づくものといえる。すなわち、本論文が考察対象とする時期には、日本国憲法が個人の尊厳と男女平等をうたい、さらには憲法の趣旨に基づいて「家」制度を否定する家族法が1947年11月に公布された。このように、この時期には戦前の女性差別が法律上否定され、①男女の本質的平等、②女性の社会的地位の向上、さらには③家庭生活の民主化が目指され³⁸、女性も新たな社会を支えることが期待されたのであった。

文部省でも女性の教育の改革と振興の方針を「女子教育刷新要綱」（1945年12月4日）や「新教育指針」（46年5月11日）で示し、後者においては男性と同等の権利や社会的地位の向上に見合った教養を女性も身につけるべきとし、また女性の教育の目的としては「個人として、国民として完全に育て上げること」、換言すれば「男子と協力して新しい日本の建設に当ることのできる力を養ふ」ことにあるとの方針を示した。ここには、女性を個人として育て、男性と協力して新社会を建設する能力を育むべきで、そのためには女性に男性と同等の教育を受けることが必要との認識が示されている。さらには特性教育についても記し、「女子の特質を生かすことも」大切ではあるが、「男子と共通する面を重んずることも同様に大切である」とし、それを全面的には否定しないものの、男女の共通性を重視すべきことを提言している³⁹。

このような女性をめぐる社会や教育の変化を受け、津田塾専門学校校長の星野あいは1948年7月に、敗戦後は「封建的女性観」が払拭され、「男女の平等があらゆる面に認められ、教育上の差別待遇も全く取り除かれるに至りました事は実に感慨深い事で日本民族の健全な発達の為にも洵によろこびに堪えない事」と述べている⁴⁰。星野の発言は女子大学設立やその理念設定の背景に戦後の女性観や社会的地位の変化があったことを物語っている。このような考えに基づき、津田塾大学ではその使命として、自己の「諸能力を円滑に高度に展開」させ「平和的な文化国家並に社会を形成するためには婦人がその責任の一半を負わなくてはならない」⁴¹と記した。このような認識は、聖心女子大学の「女性の社

会的活動と責任範囲の拡大された今日、社会的、経済的政治的、宗教的諸問題の複雑性に即した貢献をなし得る女性を世に送る」⁴²との使命とも重なるものであった。両大学の主張には女性像の変化がみられ、民主的で文化的な国や社会を支える女性を育成するという意気込みが示されていたといえよう。

学術や教養を授けることによってこのような女性を育成することが目指されたが、特に教養教育による人格の陶冶が重視された。教養教育を目的規定に明記した例としては、東京女子大学の「高等の一般教養学科を授ける」⁴³、などをあげることができる。

さらには、家制度の下で家や封建道徳に束縛されていた女性の解放を目指す規定もみられた。この点は、京都女子大学が「旧弊や、偏見の中に閉じ込められていた女性を、世界的真理と人道的福祉の光明の中に解放して、自由な批判力と堅実な道徳心とに立つ、真の民主的女性の育成が、切実に要望されつつある」⁴⁴と、説明したことにあらわれていたといえよう。また、大妻女子大学でも「今や日本の婦人は何時までもお台所にくすぶつて居る良妻賢母一本で安閑とすることは許されない 男子と共に文化国家を担ふ」べき⁴⁵と、使命に記していた。さらに、宮城学院女子大学では「社会及び家庭生活の改善進歩を実現」⁴⁶と規定し、教育によって女性を取り巻く社会や家庭の民主化や改善を図ろうとしている。

以上、女子大学が設定した教育目的について、その基底となる部分を検討した。全体としては、大学により若干の相違はみられたが、憲法の理念に基づく民主社会を支える女性の育成という新たな女性像を基盤にし、そのための学問と教養を女性に授けようとする点で共通していた。なお、多くの大学では目的規定に「有為な女性を育成する」といった字句を加えているが、これは必ずしも特性教育を強調したものではなく、単に女子大学であることを明示する場合が多かったと考えられよう。

また、共学の新制大学の目的規定と女子大学のそれを対比すると、共学大学ではほぼ学校教育法の大学教育の目的規定を踏襲することが多く⁴⁷、それに対して女子大学の規定は詳細であったといえる。

2) 特性教育的規定

以上のように、戦後の新たな女性像や教育観に支えられて女子大学の目的が設定されたが、しかし性別役割観に基づいて特性教育を強調する目的規定も少なくなかった。例えば、東京国立女子大学（御茶の水女子大学）の設立認可申請書では、「学術の中心として」知識や専門の学芸を「教授研究」とし、女性のために「適切な内容と設備とを具えた大学」として、「女子教育の向上」と「女子の文化的活動の発展」を図ることを使命とすると記している⁴⁸。さらに、奈良女子大学の認可申請書の「目的及使命」⁴⁹でも、「社会及び家庭における女子の適性」に即して能力を展開させることを、使命としている。

このような特性教育論は、「両性特徴の差異に基く各種活動」は一樣ではなく、「女性の文化的活動の長所を育成する」（清泉女子大学）⁵⁰との論拠に基づくものであった。

この他にも、特性教育を規定する女子大学は多く、「女子の天性に適した教育と研究とによつて新しく愛に充ちた家庭と社会を創造する」女性の育成（県立高知女子大学）⁵¹、「婦人の性能を啓培」（東京家政大学）⁵²、「女子の特性を重んじてその諸能力を開発する」（金

城学院大学)⁵³、「女性独自の豊かな情操と高き品性と技術を養成」(大阪樟蔭女子大学)⁵⁴、「婦徳を兼ね備えた女性の育成」(武庫川女子大学)⁵⁵などがあげられる。

上記の大学においても、憲法の問題や女性の地位向上などを謳っていることから、必ずしもこれらを戦前と同一の特性教育とみることはできない。また特性教育重視の度合いは個別学校により異なり、さらには目的規定中に特性教育的字句を用いない大学も存在した。しかし、多くの女子大学で特性を育むことが重要と認識していたことも事実であり、それが後述するような家政学や文学中心の学部・学科組織となつてあらわれたといえよう。

3) 教育目的上の特性教育と専門領域

女性の特性と専門分野を不可分のものとして捉える大学も少なくなかった。例えば、奈良女高師では1948年1月作成の大学構想において、「女子の特性を認め」その特性を「伸長して有効ならしめる意図」で学部組織を企図したとし⁵⁶、また昭和女子大学では「女子の特性に鑑み善を尊び美を愛する」「有意有徳の婦人を育成」するために「女子に最も適切な文学及び家政学」で組織する⁵⁷と記している。この他、「女性の本性に適応する文学及び家政学」を教授(福岡女子大学)、「設置する学部・学科も女子の特性に適したもの」を選定した(ノートルダム清心女子大学)⁵⁸、などの規定もみられた。

女性の特性と関連づけられた学問としては家政学が多く、例えば椋山女学園大学では、「従来から女子の特殊性に着目して家政方面の科学的向上と思想健全なる女性の育成」を目指してきたが、今後も「家政学中心の学部を設け広く深き知識を体得した人間性を涵養する」ことを目的にすると説明している⁵⁹。さらに、東京家政大学では「家政学は由来我が国女子教育に於て重要な地位を占め」てきたが、近時は「根本的に且一層科学的な研究を必要とするに至つた」との認識から、家政学を学術として「更に根本的に研究し且その応用的能力の進展に力め」たいと記している。共立女子大学でも「深く家政に関する学芸の研究をなさしめ女子として社会有用の人材を養成する」と規定していた。ここには、女性の特性と家政学を結びつけながらも、学術的に研究し、生活・文化の向上や福祉の増進に貢献するという、戦前とは異なる新しい家政学像が描かれていたともいえよう。

女性の特性と専門性を結びつけた教育目的は薬科大学の場合にもみられた。例えば、昭和女子薬科大学では「薬剤師の養成」以外に、薬学教育により「家庭生活の科学化、育児の合理化、更に子女の自然科学的良識を深め将来科学の興隆、文化の昂揚に裨益する所あらしめん」との使命を掲げている⁶⁰。その背景には、女性は薬剤師であると同時に「一家の主婦であり母」であり、家庭役割や母親役割にも薬学教育が有益であるとの認識があった。この点は神戸女子薬科大学でも同様で、「薬学を家庭に應用して家庭衛生 育児並びに子弟の科学教育に役立」たせ、文化国家の達成に役立たせるとの使命を記していた⁶¹。

4) その他

この時期の女子大学には、目的規定中に学問の専門性や宗教教育を規定する大学も存在した。自校の専門性を強調する例としては、「最高の芸術教育を施し、教養高くして芸術的創造力の豊かな指導者」の養成を掲げた女子美術大学⁶²、「薬学の理論及応用を教授」すると定めた共立薬科大学⁶³などをあげることができる。

宗教教育の理念を加えた大学の例としては、宮城学院女子大学の「基督教に基いて女子に大学教育を施す」、ノートルダム清心女子大学の「カトリック教の趣旨に基いて徳性」を養う、といった規定があげられよう。この他にも7校ほどがキリスト教教育を目的に規定していた。さらに仏教系の京都女子大学では「仏教精神」により「女子に適切な大学教育を施す」と規定している⁶⁴。

この他、地域における女性の大学教育の意義を記す例もみられ、例えば県立の熊本女子大学では「地方女性の文化の向上」を図るとし⁶⁵、宮城学院女子大学では「北日本に於ける学術文化の向上」を実現すると規定している。

以上、戦後教育改革期に設けられた女子大学の教育目的や使命を分析した。女子大学が設定した教育目的は、全体としては男女平等を定めた日本国憲法を基盤とし、憲法の精神に基づく民主社会を支える女性の育成を目指し、そのための学問と教養を女性に授けようとするものであった。そして、この教養教育は必ずしも女性の役割を家庭内に留めるといった旧来のものではなかった。しかし、女性の特性を伸長させ、その特性に応じた専門教育を重視する規定を設ける大学も少なくなかった。

すなわち、個別大学によって重点の置き方に相違はあったが、全体的にみた女子大学の教育目的は、民主社会を支える自立した女性の育成と、女性の特性に即した教育の必要性が一体的に捉えられ、両者が並立する形で設定されたと結論づけられよう。

このように、両者を一体的にとらえた例として、相模女子大学の規定があり、同大学では「深く専門の学術技芸を自由且つ積極的に探究せしめ女性独自の深き情操と高き品性とを豊かにし以て新たな建設日本の推進力<ママ>ならしめる事を目的とし」、「終生修養成長する健全なる日本母性を育成すること」を使命として記している⁶⁶。さらに、大阪樟蔭女子大学でもその目的を「男性と^(ママ)互して遜色なき知性と徳性と応用能力とを磨かしむると共に女性独自の豊かなる情操と高き品性とを涵養する」ことに設定していた。

おわりに

「はじめに」において筆者は、女子大学においては特設論、教育目的、学部・学科組織の3者が一体的なものであったと指摘したが、特設論と教育目的との関連性は既述したことから、最後に学部・学科組織と教育目的との関連性を示して本論文を終えることにする。

1950年の時点で女子大学に設けられていた学部名と数を確認すると、学芸学部12、文学部9、家政学部9、薬学部3、英文学部1、芸術学部1、文教育学部1、理学部1、理家政学部1である⁶⁷。このように、戦後教育改革期の女子大学の学部組織は、薬学部や国立大学の理学部を除いて、ほとんどが学芸学部・家政学部・文学部に限られていた。さらには、学芸学部は文学系と家政学系の学科などで組織されており、実質的には文学と家政学を専門とする女子大学が圧倒的多数であったのである。

また、家政学部や家政学科の組織をみると、すべてに被服関係の学科・専攻が設けられており、被服中心の家政学であった。この他、食物学科が4校、生活科学科が3校、児童学科が2校、家政理学科と家庭理学科が1校ずつに設けられていたが、大学基準協会が定

めた家政学教育基準⁶⁸中の学科名称と対照しても、幅の狭い専門領域で構成されていたことがわかる。さらに文学部や文学科の組織についてみても、ほとんどが国文学と英文学に限定された幅の狭いものであり、歴史学・哲学・社会学などの領域を置くのは日本女子大学・聖心女子大学・神戸女学院大学などに限られていた。

上記のような特性教育的要素を含む家政学や教養としての文学を中心とした学部・学科の選択は、女子大学には女性の特性に相応しい専門分野が必要との論理でなされ、また戦前の自校の学科組織を引き継ぐものであった。このためもあり、国立2女子大学には理学系の学科などが存在したが、それ以外の社会科学系や工学系の学部を構想する大学は皆無であった。学部・学科組織からみても、戦前の男女分離教育と特性教育論に根差す専門領域の「伝統」の上に女子大学が成立したといえよう。そして、学部・学科組織上の特徴は、本論文で考察した教育目的や使命、さらには女子大学特設論とも一致するものであった。

この他、大学としての性格について簡単に記すと、御茶の水女子大学は学術大学であることを目指し、その意思を「学術の中心として」「知識」や「深く専門の学芸を教授研究」といった字句に込めていた。しかし、女子大学の全体的な性格をみると、女性にふさわしい教養教育や専門教育を重視する大学が多く、自らを学術大学と設定したのは国立の2校や日本女子大学などに過ぎなかった⁶⁹。このため、日本の大学全体としてみた場合、学術面で高位に位置づく女子大学は少なかった。

結局、女子大学の目的規定は、全体的な傾向としては憲法に基づく女性像の転換を含みながらも、戦前の男女分離教育と性別役割観を全面的には否定しきれず、両者を一体的に捉え、それを新たな女子大学の理念として設定したといえよう。このように、多くの女子大学は、戦前の伝統の上に設置されたと結論づけることができ、それが戦後教育改革期の特徴を形成し、さらにはその後の女子大学のあり方にも大きく影響することになったのであった。

注

¹ 筆者は、共学大学の成立も視野に入れた研究を構想しており、例えば「新制私立大学の共学・別学の選択に関する一考察」『学術研究』（早稲田大学教育・総合科学学術院）第66号、2018年などを参照されたい。

² 仲新『現代日本教育史』第一法規、1969、212頁。

³ 文部省『学校基本調査報告書 昭和29年度』、72頁。

⁴ 清泉女子大学の直接の母体となったのは、新制高等学校専攻科であった（『清泉女子大学三十年の歩み』清泉女子大学、1979年、13頁）。

⁵ 文部省大学学術局技術教育課『専門学校資料（下）』、1956年。

⁶ 1949年設立の昭和女子薬科大学は翌50年に共学化している。

⁷ 黒岡千佳子は、1980年代の女子大学の特徴として、①小規模であること、②文学部と家政学部が中心であること、③研究的要素が希薄なこと、④社会的評価が低いこと、をあげている。黒岡千佳子「わが国の女子高等教育における別学教育と共学教育の変遷」『福井県立短期大学紀要』第8号、1983年。

- ⁸ 湯川次義「戦後教育改革期における女子薬学専門学校の大学転換に関する一考察」『教育学研究科紀要』(早稲田大学)第28号、2018年。「新制私立大学の共学・別学の選択に関する一考察」『学術研究』(早稲田大学教育・総合科学学術院)第66号、2018年。「戦後教育改革期における公立女子専門学校の共学大学化に関する一考察」『教育学研究科紀要』第27号、2017年。「新制女子大学の学部・学科組織に関する一考察」『日本教育史論集』(早稲田大学大学院教育学研究科 日本教育史研究室)第4号、2017年。
- ⁹ 上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』(勁草書房、2007年)、野坂尊子「戦後教育改革期における『家政学』理解」『大学教育学会誌』23巻2号、2001年、天野正子「戦後期・大衆化と女子高等教育」、天野編『女子高等教育の座標』、垣内出版、1986年。
- ¹⁰ 『新教育学大事典』第2巻、第一法規、1990年、367頁。
- ¹¹ 学校沿革史研究会『大学沿革史の研究 総説』野間教育研究所、2008年、138・139頁。
- ¹² 戦前の女子大学設立構想については、拙著『近代日本の女性と大学教育』(不二出版、2003年)を参照されたい。
- ¹³ 麻生正蔵「近く新に生れんとする女子総合大学の為に」『家庭週報』715号、3面。
- ¹⁴ 『東京女子高等師範学校六十年史』東京女子高等師範学校、1934年、224・228頁。
- ¹⁵ 「奈良女子師範大学学制案」奈良女子大学学術情報センター蔵。
- ¹⁶ 『福岡女子大学五十年史』、福岡女子大学、1973年、31頁。
- ¹⁷ 「同志社女学校専門学部規則」『同志社百年史 資料編一』同志社、1979年、1589頁。
- ¹⁸ 湯川次義「戦後の旧学制下における女子大学設立構想に関する一考察」『学術研究』(早稲田大学、人文科学・社会科学編)、第62号、2014年。
- ¹⁹ 文部省の不認可の理由は、私学の大学構想の水準が低いこと、現状では家政学部を大学の学部として認めがたいことの2点にあった。
- ²⁰ 前田多門「新教育方針中央講習会(あいさつ)」、文部省大臣官房総務課編『歴代文部大臣式辞集』、1969年、448頁。
- ²¹ 他の2点としては、①共学を原則にするには時期尚早であること、②当時の女子生徒の学力から判断して男子と競争して志願を達成することは困難であること、をあげている(「東京国立女子大学創設趣旨並組織」、お茶の水女子大学蔵)。
- ²² 「奈良女子帝国大学創設趣意並組織」、奈良女子大学学術情報センター蔵。
- ²³ 井上秀「女子大学設立に関する報告」『家庭週報』1615号(1946年5月)、4～6頁。
- ²⁴ 『昭和二十三年二月廿九日津田塾大学設置認可申請 昭和二十三年七月十日津田塾大学設置認可申請』中の「昭和廿一年三月津田塾大学設置認可申請」、津田塾大学蔵。
- ²⁵ 「大学設置認可申請書様式」『昭和二十一年度 教務課書類 神戸女子薬学専門学校』神戸薬科大学所蔵。
- ²⁶ 法政大学所蔵資料では、文部省学校教育局長から公私立大学(総)長・公私立高等学校長に対して、1948年3月31日付で「新制大学設置認可申請書の提出について」との通牒が発せられ、添付の「別紙様式」に基づいて申請することを求めている(『法政大学と戦後五〇年 資料篇三』、法政大学、2000年、75・76頁)。
- ²⁷ 書類目次としては、①設置要項、②学則要項、③校地(図面添付)、④校舎等建物(図面添付)、⑤図書標本機械器具等施設、⑥学部別学科目又は講座、⑦履修方法及び学位授与、⑧学部及学科別学生収容定員、⑨職員組織、⑩設置者に関する調、⑪資産、⑫維持経営の方法、⑬現在経営している学校の現況、⑭将来計画の概要、であった。なお、これらの事項は大学としての質的水準を定めるものとみることができる。
- ²⁸ 湯川次義「戦後教育改革期における女子大学の設置とその特徴」『教育評論』(早稲田大学教育総合研究所)、第32巻第1号、2018年、113・114頁。
- ²⁹ 「国立奈良女子大学案」、奈良女子大学学術情報センター蔵。
- ³⁰ 湯川「戦後教育改革期における女子薬学専門学校の大学転換に関する一考察」、67頁。
- ³¹ 藤本萬治「戦後における女子高等教育の発展」『論叢 東京立正女子短期大学』創立記念号、1966年、24頁。

- ³² 林太郎「新制女子大学と家政学部の創設事情」『東京家政大学紀要』、第10号、1970年、21頁。
- ³³ 「日本女子大学設置要項」『日本女子大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 356)。
- ³⁴ 学校教育法第52条では大学が学術の中心であることなどを定めている。
- ³⁵ 「第一 東京国立女子大学設置要項」、『お茶の水女子大学1』、国立公文書館蔵、(3A 29-7 351)。以下、国立公文書館所蔵の認可申請書は当該大学の初出の場合だけを記す。
- ³⁶ 「実践女子大学設置認可申請書」『実践女子大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 397)。
- ³⁷ 「学則」『昭和六年版 女子英学塾学則』1931年、8頁。
- ³⁸ 有地亨『婦人の地位と現代社会』、法律文化社、1971年、4・5頁。
- ³⁹ 日高第四郎『新教育基本資料とその解説』、学芸教育社、1949年、507、511頁。
- ⁴⁰ 「津田塾大学の設立とその抱負について」『会報』第57号(1948年7月)、1頁。
- ⁴¹ 「大学設置認可申請書」『津田塾大学』国立公文書館蔵、(4A 9-13 285)。
- ⁴² 「大学設置認可申請書」『聖心女子大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 351)。
- ⁴³ 「東京女子大学設置要項」『東京女子大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 353)。
- ⁴⁴ 「大学設置認可申請書」『京都女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-5 688)。
- ⁴⁵ 「大妻女子大学設置認可申請」『大妻女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-1 421)。
- ⁴⁶ 「大学設置認可申請書」『宮城学院女子大学』国立公文書館蔵、(4A 9-10 130)。
- ⁴⁷ 例えば立教大学では、「本大学は基督教に基く人格の陶冶を旨とし学校教育法により、学術の理論及応用を教授研究し、其の蘊奥を究める」という規定であった。「立教大学認可申請書」『立教大学』国立公文書館蔵、(4A 10-1 438)。
- ⁴⁸ 「第一 東京国立女子大学設置要項」、『お茶の水女子大学1』、国立公文書館蔵。
- ⁴⁹ 「第一 奈良女子大学設置要項」、『奈良女子大学』国立公文書館蔵、(3A 30-2 783)。
- ⁵⁰ 「清泉女子大学設置要項」『清泉女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-3 545)。
- ⁵¹ 「高知女子大学設置認可申請書類」国立公文書館蔵、(4A 9-9 91)。
- ⁵² 「一 東京家政大学設置要項」『東京家政大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 399)。
- ⁵³ 「大学設置認可申請書」『金城学院大学』国立公文書館蔵、(4A 10-4 605)。
- ⁵⁴ 「大学設置認可申請書」『大阪樟蔭女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-6 726)。
- ⁵⁵ 「武庫川学院女子大学設置認可申請書」『武庫川女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-7 774)。
- ⁵⁶ 「国立奈良女子大学案」、奈良女子大学学術情報センター蔵。
- ⁵⁷ 「大学設置認可申請書」『昭和女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-1 410)。
- ⁵⁸ 「大学設置認可申請書」『ノートルダム清心女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-7 803)。
- ⁵⁹ 「大学設置認可申請書」『椙山女学園大学』国立公文書館蔵、(4A 10-4 609)。
- ⁶⁰ 「大学設置認可申請書」『昭和薬科大学』国立公文書館蔵、(4A 10-1 452)。
- ⁶¹ 「大学設置認可申請書」『神戸女子薬科大学』国立公文書館蔵、(4A 10-7 776)。
- ⁶² 「大学設置認可申請書」『女子美術大学』国立公文書館蔵、(4A 9-14 350)。
- ⁶³ 「大学設置認可申請書」『共立薬科大学』国立公文書館蔵、(4A 15-2 667)。
- ⁶⁴ 「大学設置認可申請書」『京都女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-5 688)。
- ⁶⁵ 『県立熊本女子大学設置認可申請書』、国立公文書館蔵(4A 9-9 98)。
- ⁶⁶ 『相模女子大学』国立公文書館蔵、(4A 10-4 589)。
- ⁶⁷ 女子大学の学部・学科組織については、拙稿「新制女子大学の学部・学科組織に関する一考察」(『日本教育史論集』第4号、2017年)を参照されたい。
- ⁶⁸ 1948年決定の「家政学教育基準」では、学科として児童・食物・被服・住居・社会福祉・施設経営の6学科をあげていた(大学基準協会『会報』5号、1950年5月、4頁)。
- ⁶⁹ 拙稿「1946年以降の国立女子大学の設立過程に関する一考察」『学術研究』(早稲田大学教育・総合科学学術院)第65号、2017年、41・42頁。